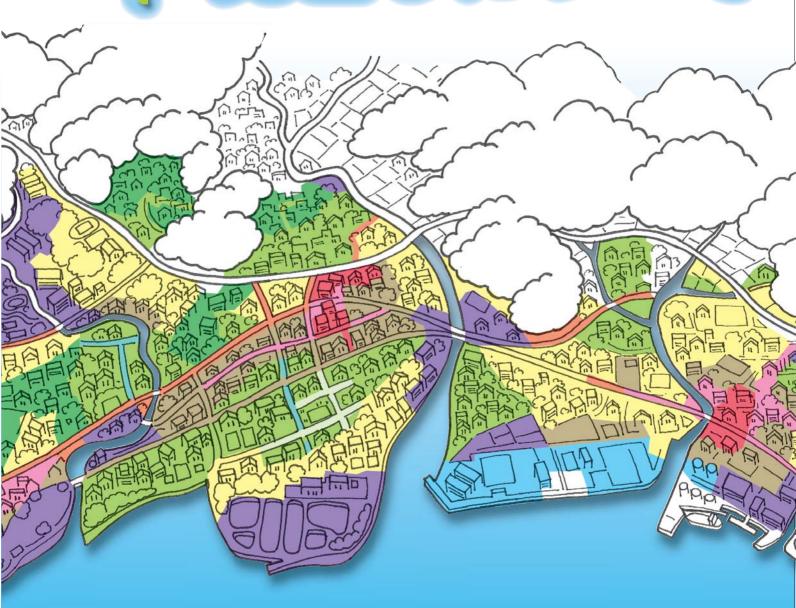
帰途地域の 始息市 見直しについて



お問合せ先: 姶良市役所 建設部都市計画課

〒899-5492 鹿児島県姶良市宮島町 25 番地

電話番号:0995-66-3111

ファックス番号: 0995-65-7112

ホームページ:http://www.city.aira.lg.jp/

用途地域見直しの目的

用途地域は、概ね5年毎に見直しを行っていくことが都市計画の運用上必要とされており、社会情勢や都 市構造の変化などを踏まえて変更を行います。今回の見直しでは、以下のような観点で変更を行っています。

◆姶良市都市計画マスタープランの実現

長期的かつ総合的な都市づくりの指針となる「姶良市都市計画マスタープラン」の将来都市構造の実現を図る。

◆将来の社会構造を見据えた集約型都市構造への転換

市街地や産業系用途地域のコンパクト化によって、人口密度の維持と都市機能の集約を図り、人口減少・ 超高齢社会に対応する。

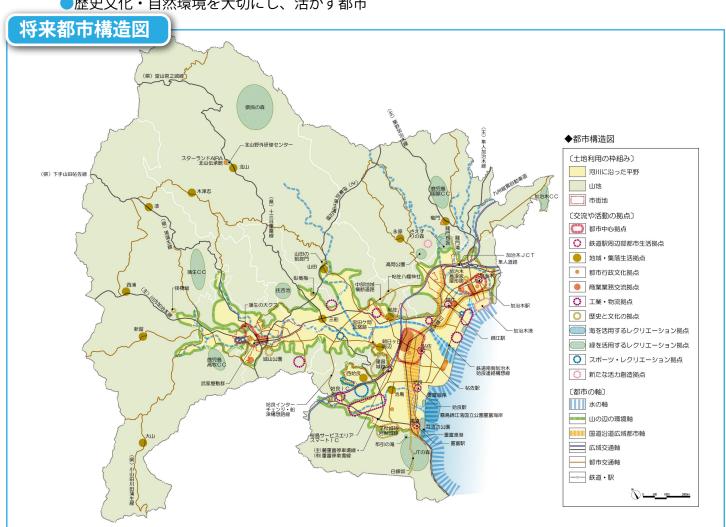
◆まちの姿の変化への対応

商業・工業地の宅地化や大規模集客施設の立地など、社会・経済情勢の変化等による土地利用の変化に 対応する。

姶良市都市計画マスタープランにおける

将来都市像:自然豊かで快適なくらしを発信する県央都市 あいら

- ●誰もが安全、快適に暮らせる都市
- ●活力を育み、発展する都市
- ●歴史文化・自然環境を大切にし、活かす都市



用途地域を変更した場合の主な変更点

(1) 建物用途の制限の変更(全地区対象)

建物用途の制限の変更に伴い、これまで建築可能であった建築物の建築が出来なくなるものがあります。

例えば、商業地域から、第一種住居地域に変更となる場合、これまでの規制に加え、ぱちんこ屋や映画館、劇場、風俗施設、作業場面積が50㎡を超える工場などが規制対象となります。



■用途地域内の建築物の主な用途制限の概要						建てられ	しるもの			通常建てられないもの		
	第一種 低層住 居専用 地域	第二種 低層住 居専用 地域	第一種 中高居 住居 東 地域	第二種 中高層 住居專 用地域		第二種 住居地 域	準住居 地域	近隣商 業地域			工業地域	工業専用地域
住宅、共同住宅、小規模の店舗兼用住宅												
幼稚園、小·中·高等学校												
神社、寺院、教会、診療所												
病院、大学												
2階以下かつ床面積150㎡以内の店舗、飲食店		☆	☆									
2階以下かつ床面積500㎡以内の店舗、飲食店			☆									
2階以下かつ床面積1,500㎡以内の店舗、飲食店												
上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店					3, 000 m²	10, 000m²	10, 000 m²				10, 000m²	
上記以外の事務所等				2階以下 1,500㎡	3, 000m²							
ホテル、旅館					3, 000 m²							
カラオケボックス						10, 000m²	10, 000 m²				10, 000m²	
2階以下かつ床面積300㎡以下の独立車庫												
倉庫業の倉庫、上記以外の独立車庫												
劇場、映画館							客席200㎡					
自動車修理工場					<>50 m²	\$50 m²	<>150m²	\$300m²	\$300m²			
危険性・環境悪化の恐れが非常に少ない工場					♦ 50m²	♦ 50㎡	♦ 50m²	◆150m³	♦150m²	•		
危険性・環境悪化の恐れが少ない工場								♦150m²	♦ 150㎡	•		
危険性・環境悪化の恐れがやや大きい工場										•		
危険性・環境悪化の恐れが大きい工場												
注)		用途制限 2階以下							原動機の 原動機・		り。 学の制限	あり。

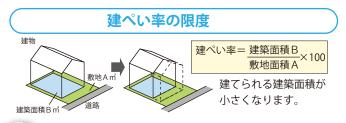
表中の数字(㎡)は、面積制限(記載値以下)

■は、用涂制限あり。

建ぺい率、容積率の制限の変更(商業系⇒住居系、無指定⇒新規指定が主な対象)

建ペい率とは、敷地面積に対する建築面積の割合、容積率とは、敷地面積に対する延べ面積のことです。例えば、商業地域から第一種住居地域に変更した場合、建ペい率が80%から60%、容積率は400%から200%に変更となります。そのため、これまでより日照が確保でき、防災性も高まります。

■建ペい率、容積率の制限

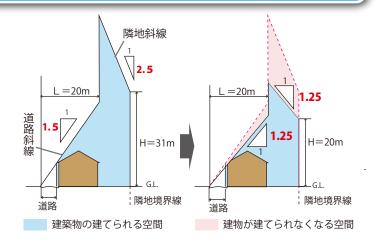


容積率の限度 容積率=延床面積C 敷地面積A ×100 建てられる延べ床面積が小さくなります。

3 道路斜線制限、隣地斜線制限の変更

斜線制限とは、適切な日照や通風を確保するために設けられた制限です。

商業系や工業系の用途地域から住居系の用途地域に変更した場合、斜線制限により、建物を建てられる空間が狭くなります。その効果として、周辺への圧迫感を抑えることが出来ます。

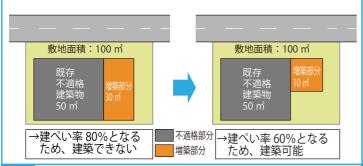


これらの変更に伴い、既に建っている建築物が適合しない建築物となった場合(既存不適格建築物)でも、既存の建築物を利用する ことに問題はありませんが、以後の増改築等に対して制限を受けることとなります。なお、今後、建築物を新築する場合には、変更 後の指定に沿った建築物以外は建築出来なくなります。

各建築物に対する制限の

建物用途不適格となった場合の制限

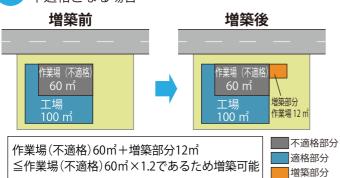
- 増改築は基準時の敷地内であり、かつ、増改築 後の容積率と建ぺい率が基準時の敷地面積に対 して適合していること。
- 例 基準時の指定建ペい率:60%、指定容積率200%の場合



増築後の不適格部分の床面積が基準時の不適格 (3) 部分の床面積の 1.2 倍を超えないこと。

> 増築後の不適格部分の床面積 ≤基準時不適格部分の床面積 ×1.2

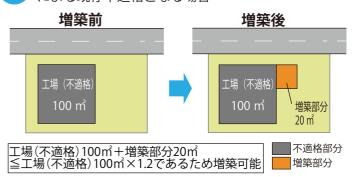
用途地域の変更に伴い工場の作業場面積により既存 例 不適格となる場合



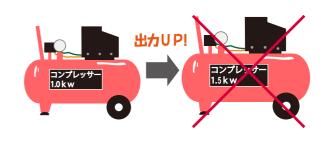
増改築後の床面積が基準時の床面積の 1.2 倍を 超えないこと。

> 増築後の床面積(A+B) ≦基準時の床面積 A×1.2

用途地域の変更に伴い危険性の高い工場が建物用途 例 による既存不適格となる場合



- 既存不適格と判断された理由が、原動機の出力 **(4**) や台数によるものである場合、増築後の出力や 台数の合計は、基準時の1.2倍を超えないこと。
- 増築後は、以下のように 1.5 倍の出力を持つ原動機に 変更することは出来ません。



※「基準時」とは、建築基準法の適用の除外の始期をいいます。(既存不適格建築物等が既存不適格の適用を受けた始まりの時点)

建ぺい率、容積率が不適格の場合の制限

建ぺい率が不適格の場合の制限 容積率が不適格の場合の制限 (変更前) 商業系用途地域 (変更後) 住居系用途地域 (変更前) 商業系用途地域 (変更後) 住居系用途地域 延べ面積 200 r 建築物 80 ㎡ 建築物 60 ㎡ 用途地域の 用途地域の 変更 変更 敷地 100 ㎡ 敷地 100 ㎡ 400 m 200 m 遵 敷地 100 ㎡ 道 敷地 100 ㎡ ※超過している面積部分(20m)の取り壊し不要 ※超過している面積部分(200m)の取り壊し不要 敷地面積:100㎡ 敷地面積:100㎡ 敷地面積:100m 敷地面積:100㎡ 建ぺい率:80% 建ぺい率:60% 容積率 :400% 容積率 :200% ⇒80㎡まで建築可能 ⇒60㎡まで建築可能 ⇒400㎡まで建築可能 ⇒200㎡まで建築可能 建築物の建てられる部分 建物が建てられなくなる部分

用途地域及び特別用途地区とは

1 用途地域とは

用途地域とは、都市計画法で定める地域地区の1つです。

地域の特性に応じて建築物の用途、建ペい率、容積率、高さなどを規制することにより、居住環境の保全、商工業などの経済活動の効率化を図るなど、都市のあるべき土地利用を実現するために定められています。

本市では、主に市街地部に対して、住宅地、商業地、工業地などの 12 種類の用途地域の中から土地の特性に応じたものを指定し、建てられる建物の種類を決めています。

用途地域のイメージ



特別用途地区とは

用途地域による規制内容は全国一律に定められています。このため、地区にふさわしい土地利用を進めるために、特定の建築物の用途を制限・緩和など、用途地域の指定を補完するために、必要に応じて 定められる地区です。

特別用途地区が指定されている場所では、集客施設(劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物)であって、その用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が 10,000 ㎡を超えるものは建築することができません。

用途地域内の建築物の用途制限一覧表

			<i>₩</i>	44	<i>k</i> -∕-	<i>ħ</i> <u></u>	44	44	~#	15	34	淮	_	_	
用途地域内の建築物の用途制限		第一	第二	第一	第一石	第	第一	準	近	商	準	I	工		
	建てられる用途建てられない用途		種低	種低	建 中	性 中		<u>-</u>	住	隣	業	工	71/-	業	
			層	層	高層	高層	種	種		商	兼	Ж	業	専	/++- +-/
			住居	住居	佳	住屋	住口	住口	居	業	116	業	416	用	備考
	①, ②, ③, ④, ⑤, ▲		専用	居専用	事	事	居	居	地	地	地	地	地	地	
	面積、階数等の制限あり		地	地	種中高層住居専用地域	種中高層住居専用地域	地	地	1-6		1-0	1-0	1-0		
			域	域	- 1	蚁	域	域	域	域	域	域	域	域	
	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	生七で、非任七部カの休面積が、 50 ㎡以下かつ建築物の延べ面積の) 2 分の 1 未満のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		非住宅部分の用途制限あり
	店舗等の床面積が 150 ㎡以下			1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	4	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店
	店舗等の床面積が 150 ㎡を超				2	3	0	0	0	0	0	0	0	4)	及び建具屋等のサービス業用店舗の み。2 階以下
店	店舗等の床面積が 500 ㎡を超	_500 ㎡以下のもの 3え.												0	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食
舗	1	,500 ㎡以下のもの				3	0	0	0	0	0	0	0	4	店、損保代理店・銀行の支店・宅地 建物取引業等のサービス業用店舗の
PHI	店舗等の床面積が 1,500 ㎡を	超え、 ,000 ㎡以下のもの					0	0	0	0	0	0	0	4	み。2 階以下
等													0	4	③ 2階以下④ 物品販売店舗、飲食店を除く。
	10	1,000 ㎡以下のもの						0	0	0	0	0	0		⑤ 特別用途地区は、10,000㎡以下
	店舗等の床面積が 10,000 ㎡を	と超えるもの								0	0	(5)			
事		事務所等の床面積が 150 ㎡以下のもの				A	0	0	0	0	0	0	0	0	
務	事務所等の床面積が 150 ㎡を起					A	0	0	0	0	0	0	0	0	
所	事務所等の床面積が 500 ㎡を制					A	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 2階以下
等	事務所等の床面積が 1,500 ㎡を起						0	0	0	0	0	0	0	0	
	事務所等の床面積が 3,000 ㎡を起	省えるもの						0	0	0	0	0	0	0	A 2200 201T
ホテ	ル、旅館 ボーリング場、スケート場、	小沙坦					A	0	0	0	0	0			▲ 3,000 ㎡以下
遊戲		バッティング練習場等					•	0	0	0	0	0	0		▲ 3,000 ㎡以下
遊戯施設	カラオケボックス等							A	A	0	0	0	A	A	▲ 10,000 ㎡以下
風	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、原	馬券・車券発売所等						A	A	0	0	0	A		▲ 10,000 ㎡以下
俗施設	劇場、映画館、演芸場、観覧	場							A	0	0	0			▲ 客席 200 ㎡未満
	キャバレー、個室付浴場等										0	A			▲ 個室付浴場等を除く
	幼稚園、小学校、中学校、高		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
公	大学、高等専門学校、専修学	校等			0	0	0	0	0	0	0	0			
公共施設	図書館等	47/FD/M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
設.	巡査派出所、一定規模以下の 対 本院 教会等	野使同寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
病院	神社、寺院、教会等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	病院 公衆浴場、診療所、保育所等				0	0	0	0	0	0	0	0			
学校等	老人木一厶、身体障害者福祉		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
等	老人福祉センター、児童厚生				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 600 ㎡以下
1	自動車教習所	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					<u> </u>	0	0	0	0	0	0	0	▲ 3,000 m以下
	単独車庫(附属車庫を除く)				A	A	_	<u> </u>	0	0	0	0	0	0	▲ 300 m 以下 2 階以下
	建築物附属自動車車庫		1)	1	2	2	3	3	0	0	0	0	0	0	① 600 ㎡以下 1 階以下
	①②③については、建築物の延べ面積の 1/2 以下かつ備考欄に記載の制限			** 団地の敷地内について別に制限あり										- ② 3000 ㎡以下 2 階以下 ③ 2 階以下	
エ	倉庫業倉庫								0	0		0	0	0	© 2 ra% l
	畜舎(15 ㎡を超えるもの)						A	0	0	0	0	0	0	0	▲ 3,000 ㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、湾			_	_	_	0	0	0	0	0	0	0	0	原動機の制限あり、▲ 2階以下
	車店等で作業場の床面積が50㎡以					_	_	_		_	_	_	-		ハンダン
場	危険性や環境を悪化させるおそれが 危険性や環境を悪化させるおそれが						1	1	1	2	2	0	0	0	原動機・作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場									2	2	0	0	0	作業場の床面積 ① 50 ㎡以下 ② 150 ㎡以下
倉	信											0	0	0	
	厄快性が大さいが又は者しく環境を悪化させるおぞれ												0	0	作業場の床面積
1 !!		 					(1)	(1)	(2)	(3)	(3)	0	0	0	① 50 ㎡以下 ② 150 ㎡以下
庫	白動車修理工場							9	9						③ 300 ㎡以下 原動機の制限あり
庫	自動車修理工場											ı	1	1	
	自動車修理工場	量が非常に少ない施設				n	<u>a</u>				\cap	\cap		$\overline{}$	
庫等		量が非常に少ない施設量が少ない施設				1	2	0	0	0	0	0	0	0	
	自動車修理工場 火薬、石油類、ガスなどの 危険物の貯蔵・処理の量					1	2	0	0	0	0	0	0	0 0	① 1,500 ㎡以下 2階以下 ② 3,000 ㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの	量が少ない施設				1	2	0	0	_		0	0	0	① 1,500 ㎡以下 2階以下